安城駅周辺市有地

有効活用事業者募集要項

令和６年度

都 市 計 画 課

目　次

契約締結までのスケジュール（概要）・・・・・・・・・・・・・・２

１　　目的　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

２　　対象地の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

３　　位置図　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５、６

４　　受付期間・場所　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７

５　　提出書類等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７、８

６　　募集要項への質疑　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９

７　　プレゼンテーション（提案説明会）の実施　・・・・・・・９、１０

８　　最終結果の通知　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０

９　　契約手続き　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０

１０　使用開始・使用料　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０

１１　土地の使用　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１

１２　土地の返還　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１

１３　留意事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１

１４　リスク管理　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１、１２

【様式等】安城市公式ウェブサイトからダウンロードできます。

・土地使用申込書（様式１）
・土地利用計画書（様式２）
・役員名簿（様式３）
・質疑書（様式４）
・プロポーザル審査表（様式５）

契約締結までのスケジュール（概要）

１．募集要項公表

募集要項公表	**令和6年3月22日（金）**

▼

２．質疑書受付・回答

質疑書受付	**令和6年3月22日（金）から3月29日（金）まで**
質疑書回答	**令和6年4月2日（火） 安城市公式ウェブサイト上で回答**

▼

３．受付期間・受付場所（提案書提出）

受付期間	**令和6年3月22日（金）から4月5日（金）まで（土日を除く）**
受付時間	**午前8時30分から午後5時まで**
受付場所	**安城市役所都市計画課拠点整備係（北庁舎4階）**

▼

４．書類審査　※応募多数の場合は、プレゼンテーションに進む提案を５件程度とします。

日時	**令和6年4月9日（火）**

▼

５．書類審査結果通知

通知日	**令和6年4月9日（火）**

▼

６．プレゼンテーション（提案説明会）実施日

日時	**令和6年4月12日（金）**
場所	**安城市役所**
内容	**提案説明（15分）　質疑応答（10分）**

▼

７．最終結果通知

通知日	**令和6年4月15日（月）**

▼

８．整備工事

整備開始	**令和6年5月上旬**
整備完了	**令和6年6月中旬**

▼

９．契約手続き

契約締結	**土地使用貸借契約書締結**

※安城市の都合によりスケジュールが変更する可能性があります。

１　目的

対象地は、令和５年１２月末で日通倉庫の解体が完了し、現状は更地として立入禁止となっています。現在、既存の駅前広場を補完する第２の駅前広場として、設計を進めているところです。

この場所は、駅前の価値の高い土地であり、整備に着手するまでの期間立ち入り禁止にしておくだけの消極的な維持管理をすることは、市民にとっての機会損失にあたると考えています。

そこで、短い期間であっても、市民に開かれた場所として積極的に土地を活用し、賑わいの創出や、市民の交流など市民福祉の増進を図りたいと考えます。そのため、暫定的に活用する提案を、民間事業者の自由な発想により広く求めます。

また、新たな公共空間の維持管理手法として、パブリックマインドを持った事業者が公民連携で取り組み、地域の価値を向上させるエリアマネジメント的な手法が有効であるか、また、この場所の持つポテンシャルや課題を把握し、まちづくりに効果的な手法を探ること等を目的とした社会実験として本事業を実施します。

民間事業者の選定には、公募型プロポーザル方式により、最も優れた有効活用方法を提案した事業者を選定することとします。

２　対象地の状況

土地の表示	安城市御幸本町340番10 安城市昭和町485番の一部
地　目	供用前道路用地 道路予定地のため建築行為はできません
面　積	約790㎡
使用料	無償
使用期間	土地使用貸借契約書締結日から令和7年6月30日まで （その後の使用については協議のうえ決定する）
車両乗り入れの状　況	東側　幅10m 北側　幅20m 西側　乗り入れ不可 南側　乗り入れ不可
用途地域	市街化区域（商業地域）
水道・下水道・電気・ガスの整備状況	水道引込有 下水道・電気・ガス未整備 ※基本的には事業者の負担で設置していただくものですが、提案内容により市が必要と認めた時は、整備予算の範囲内であれば市が施工します。
最寄り駅	JR東海道線　安城駅　約150m
備　考	1．対象敷地内に高低差があります 2．対象敷地内に水道引込はされていますが、立水栓等の設置はございません。 3．活動に関わる清掃及びゴミ処理は事業者で対応していただきますが、日常的な清掃とゴミ拾いを安城市が行います。

＊現地説明会はありません。
必要な場合は位置図により現地の下見をしてください。

３　位置図【広域図】

学童保育なかよしクラブ
安城北すずらん保育園
安城駅前交番
安城駅
社会福祉法人昭徳会光徳保育園
安城市図書情報館
希望バプテスト教会
17.6
17.8
17.3
17.9

【拡大図】

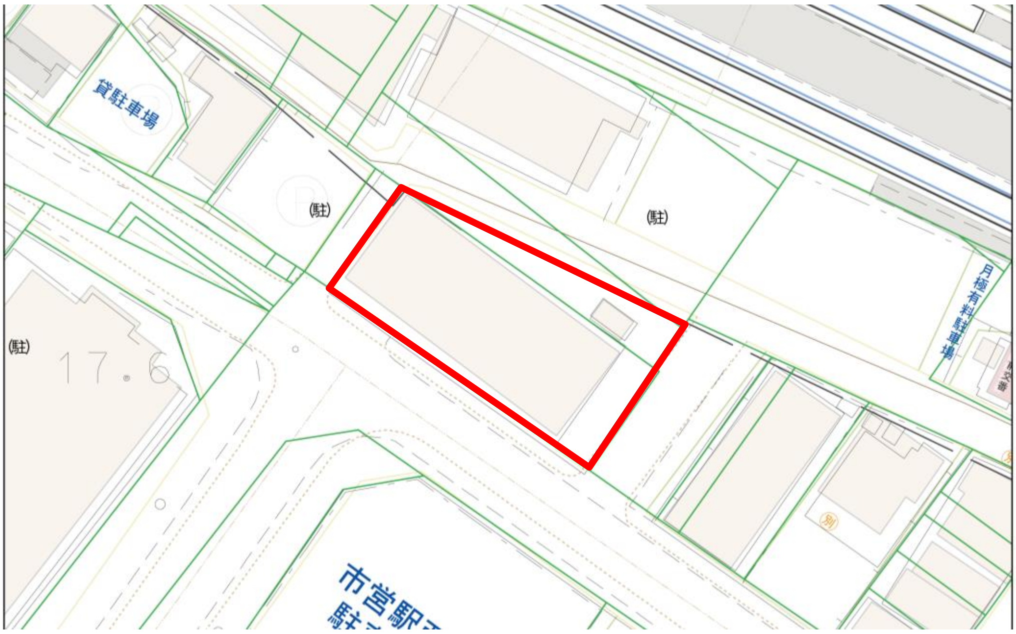
貸駐車場
(駐)
(駐)
(駐)
月極有料駐車場
17.6

【現地写真】

【整備の提案内容一例】

【アスファルト舗装　７１１㎡　４００万円】

※上記はあくまでも一例であり、提案者が求める整備内容、数量、金額をお示しください。
　安城市負担の整備費用の上限は５００万円になります。

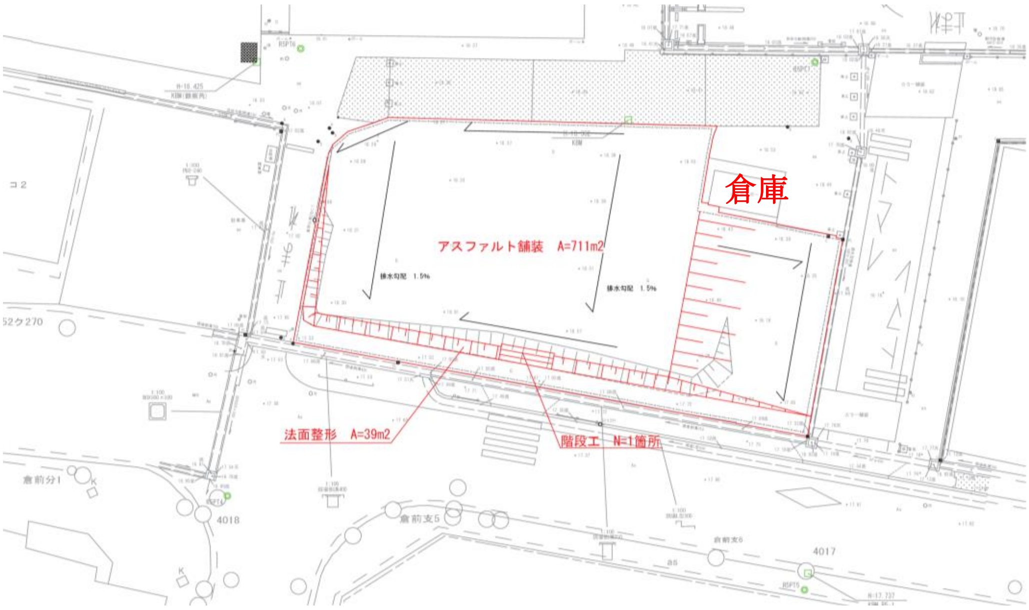

【倉庫写真】

※事業者の提案によって自由に使うことが
　可能です。（無料）

【倉庫寸法】

幅　：５２０ｃｍ

高さ：２２０ｃｍ

奥行：２６５ｃｍ

４　受付期間・場所

受付期間	**令和6年3月22日（金）から4月5日（金）まで（土日を除く）**
受付時間	**午前8時30分から午後5時まで**
受付場所	**安城市役所都市計画課拠点整備係（北庁舎4階）**
問合せ先	**電話　(0566)71-2243** **電子メール　toshikei@city.anjo.lg.jp**

（１）郵送、ＦＡＸ、電子メールによる申込みの受付はできません。
（２）申込受付後、指定の電子メールアドレスへ提案書を送付していただきます。
（３）申込者は、事前に来庁日時を上記問合せ先へ電話予約した上で、必ず持参により書類を提出してください。

５　提出書類等

提出書類等	**備　考**
土地使用申込書	**＊様式1**
・申込みは個人又は法人を問いません。	
提案書　(A3片面2枚までとする)	**＊自由様式**
・提案の必須条件 **①活動データを提供すること。** 具体的な提供データのイメージ例（提案事項） ・イベントの参加者数 ・活動の売上額 ・利用者、出店者のニーズ調査結果　等 **②誰もが利用できる開かれた場所とすること。** **・提案にあたっての留意事項** **①本事業の実施に係る安城市から事業者への事業協力費は、50万円を限度とします。** **②提案者が求める安城市負担の整備費用は500万円を上限とします。** **③対象地内の倉庫は無料で使用可能です。** **『提案事項』** **下記①～③を必ず提案してください。** **①土地の利用方法、活動内容等** 具体的な活動のイメージ例 ・キッチンカーやタープテントでの出店者を集めてマルシェを開催する （運営費として出店料を事業者の収入とすることは可能です。）	

・トレーラーハウスを配置して賑わい創出に寄与する活動（営業行為可能です。）を行う ・机や椅子を配置して誰でも気軽に集える空間を創出する ・屋台を並べてふらっと立ち寄れるイベントを開催する ・参加者を募集して市民参加型のワークショップを開催する　等 倉庫の具体的な使用イメージ ・活動に必要な備品を保管し、活動者に自由に使ってもらう ・倉庫に装飾を施し話題性やインパクトを創る ・倉庫内で物品の販売をする　等 **②活動のために必要な対象地の整備内容** ご提案の整備内容は、安城市で施工するものと、事業者の負担において自ら整備するものを併せてご提案ください。 整備イメージはＰ６の図面を参考にしていただき、整備にかかる概算費用を記載してください。詳細は事務局までお問合せください。 **③添付する図面** 平面図、立面図、またはイメージ図等	
土地利用計画書	**＊様式２**
役員名簿（法人の場合にのみ必要）	**＊様式３**
住民票の写し（個人の場合にのみ必要）	
登記事項証明書（法人の場合にのみ必要）	
納税証明書（市税の完納証明）	
・個人、法人ともに税金を滞納している場合は、申込みができません。	

（１）提出書類に関しては、申込時にすべて提出してください。
（２）提案書及び土地利用計画書に関しては、申込受付後、受付期間内に指定の電子メールアドレスへ送付（ＰＤＦ形式）してください。
（３）提出された書類は、撤回できません。
（４）提出された書類は、返却しません。
（５）虚偽の記載があった場合は、申込みを無効とします。
（６）提案書作成費用や提出にあたっての諸費用は申込者の負担とします。
（７）次のいずれか一つにでも該当する場合は申込みをすることができません。

ア　税金を滞納している者
イ　未成年者（親権者の同意のある者を除く）
ウ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第３２条第１項各号に掲げる者
エ　その他、市長が不適格と認めた者

６　募集要項への質疑

質疑書受付	**令和6年3月22日（金）から3月29日（金）まで**
質疑書回答	**令和6年4月2日（火） 安城市公式ウェブサイト上でまとめて回答**
問合せ先	**電話 (0566)71-2243** **電子メール toshikei@city.anjo.lg.jp**

※質疑は指定用紙（様式４）に記入し、電子メールに添付して提出してください。

７　プレゼンテーション（提案説明会）の実施

書類審査通過者が提出された提案書に基づきプレゼンテーション（提案説明会）を実施します。

日時	**令和6年4月12日（金）** **申込受付順にて実施します。** **書類審査通過者には、日時と会場を別途通知します。**
場所	**安城市役所**
内容	**提案説明（15分）** **質疑応答（10分）**

（１）審査方法

ＪＲ安城駅前という土地の特性を十分に活かし、市民に開かれた場所として積極的に土地を活用し、賑わいの創出や、市民の交流など市民福祉の増進が図られ、有効活用することを必須とします。プロポーザル審査表（様式５）に従い選定委員にて採点し、各委員の合計点が高い順に順位を付け、第１位とした委員が最も多い提案を候補者として選定します。

（２）評価項目・使用条件

ア　事業意欲及び動機

イ　賑わい創出（用途、回遊性、交流、独自性、先進性）

ウ　サービス（セールスポイント、滞留性）

エ　貢献度（地元、商店街及び安城市への貢献）

オ　事業計画（事業の遂行性・継続性、整備内容）

カ　話題性等（話題性、インパクト、まちへの影響力、環境への配慮等）

キ　価格（市で必要な整備費用）

だたし、以下の活動は不可

・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条に規定する風俗営業、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業、その他これらに類する活動

・安城市暴力団排除条例（平成２４年４月１日施行）に基づく排除措置の対象となるものが関係する活動
・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に定める暴力団又は法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等に指定されているものを利する用途に該当する活動
・宗教活動、政治活動又は選挙活動を目的とした事業を営む活動
・青少年に有害な影響を与える興行、物販、サービスに該当する活動
・騒音・振動・塵埃・視覚的不快感・悪臭・電磁波・危険物等を発生又は使用する等周囲に迷惑を及ぼすような活動
・公序良俗に反する活動

（３）選定委員

	所　　属
委員長	安城市都市計画課長
委　員	安城市財政課長
委　員	安城市都市計画課拠点整備係長
委　員	安城市財政課管財係長

（４）留意事項

ア　プレゼンテーション（提案説明会）当日の出席者は３名までとします。
イ　パソコン、プロジェクター及びスクリーン等は会場に準備しますが、各自説明できるようパソコン等お持ちください。
ウ　投影は提出済みの提案書（ＰＤＦ形式）のみとします。
エ　提案書は受付期間中に提出されたものに限り、追加資料は認めません。

８　最終結果通知

通知日	**令和6年4月15日（月）**
通知方法	**文書にて郵送で通知**

９　契約手続き

土地使用貸借契約	**土地使用貸借契約に署名捺印するものとする。**

１０　使用開始・使用料

使用開始	**土地使用貸借契約書による契約締結日から**
使用料	**無償**

１１　土地の使用

（１）提案していただいた事前整備は、事業者と安城市が協議のうえ、安城市が整備予算の範囲内で費用を負担して整備する。ただし、安城市の予算の範囲を超えて事業者負担で整備することを妨げるものではありません。

（２）事前整備以降の電気・上下水道・ガス等の引き込み、その他物件を使用するために必要な手続き及び費用は事業者の負担とする。

（３）土地の維持管理に係る電気・上下水道等の使用料は安城市の負担とする。

（４）事業の実施による電気・上下水道・ガス等の使用料は事業者の負担とする。

（５）対象地の改修や什器等を設置する場合、安城市と協議しなければならない。

１２　土地の返還

（１）この土地の返還は事業者、安城市立会いのうえ行うものとする。

（２）この土地を返還するときは、事業者が自ら設置した物件を撤去するものとする。

（３）跡地については原状復旧を原則とするが、市が認めた場合はこの限りではない。

１３　留意事項

（１）安城七夕祭り期間中は、車両等の交通が規制されることを理解しなければならない。

（２）安全や環境、地域住民へ配慮しなければならない。

（３）安城市の想定している利用時間は、原則として午前６時から午後９時までですが、提案内容により協議して定めるものとします。

（４）この土地について善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

１４　リスク管理

事業者は、活動にあたり対象地の設備等を損壊又は破損したときは、原状復旧するか損害の相当額を賠償することとします。ただし、やむを得ない時は、市の承諾により原状復旧や賠償を不要とします。

なお、使用貸借中のリスク分担の詳細は、以下のリスク分担表のとおりとします。

リスク分担表

種類	リスクの内容	負担者	
		市	事業者
書類の誤り	市作成書類（募集要項及び契約書等）の誤りによるもの	○	
	事業者作成書類（提案書及び提案価格書等）の誤りによるもの		○
地域住民、利用者への対応	活動に対する地域住民、利用者からの苦情又は要望等への対応		○
	上記以外の地域住民、利用者からの苦情又は要望等への対応	○	
利用者、第三者への賠償	事業者の責めに帰すべき事由によるもの		○
	上記以外の場合	○	

種類	リスクの内容	負担者	
		市	事業者
安全性の確保	事業者の活動に関わる安全性の確保及び環境保全への対応		○
	上記以外の場合	○	
不可抗力	予測不可能な自然災害、第三者の行為によるもの	○	
労務災害	業務従事者の労務災害等		○
債務不履行	事業者の事業放棄・破綻や契約違反・債務不履行によるもの		○
	事業者の提案内容から一定のレベルを下回った場合		○
	市の債務不履行	○	
維持管理	安全上必要とされる改修	○	
	活動サービス向上のための改修		○
	事業者の責めに帰すべき市施設等の損壊又は破損		○
	上記以外の市施設等の損壊又は破損	○	
	事業の活動に関わる清掃やごみ処理		○
	上記以外の場合	○	
	事業実施による電気、水道、ガス等の使用料		○
	上記以外の場合	○	

【事務局】
安城市役所都市整備部都市計画課拠点整備係
住所:〒４４６－８５０１　安城市桜町１８番２３号　安城市役所内（北庁舎４階）
電話：０５６６－７１－２２４３（直通）
Mail：toshikei@city.anjo.lg.jp
担当：大村